

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日からA県B市所在のC会社でタクシー運転手として勤務していたが、平成〇年〇月〇日午後11時49分頃、業務を終えて帰社する途中、同市の交差点を右折するために一時停止していたところ、後方から走行してきた普通乗用車に追突されて負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D整形外科に受診し「頸椎捻挫、背部挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病を業務上の災害によるものと認め、同年〇月〇日までの請求については支給したが、同月〇日から同年〇月〇日までの請求については、本件傷病が同年〇月〇日に治ゆ（症状固定）しているとして、支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が平成〇年〇月〇日に治ゆしたものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、E医師が休業補償給付支給請求書上の平成〇年〇月〇日付け診療担当者の証明欄において「療養の状況として平成〇年〇月〇日継続中」と証明していること及び同医師作成の同年〇月〇日付け診断書をもって本件事故による療養は継続しており、治ゆしていないと主張している。

(2) 労災保険における治ゆの有無は、決定書別紙記載のとおり、疾病にあつては、急性症状が消退し、慢性症状は持続しても医療効果を期待し得ない状態となった場合と解されており、本件の場合も監督署長は主治医の意見を聴いて治ゆを判断しているものと解される。

請求人は、E医師がいったん治ゆと診断しながらなお療養を継続していることをもって監督署長の治ゆ日の判断は誤っていると主張しているようであるが、上記のとおり労災保険上の治ゆとは完治を意味するものではない。医師は治ゆと診断しながら療養を希望する患者があれば慢性症状について療養を継続することはあり得るものであり、E医師においても同年〇月、〇月の診療録の記載において、あと1か月で症状固定と診断した上、症状固定以後は健保で療養を続ける予定であつたことが見て取れる。

したがって、療養が継続中であるからといって治ゆの判断が誤っているものとは認められない。

(3) 本件事故の態様、療養の経過（カルテ）、自賠責保険の給付の状況等を斟酌すると、請求人は、平成〇年〇月には複数回の検査の結果、MR I、MRA上問題なしと診断されており、同年4月にはリハビリテーションを中心に療養し、

○月には様々な自覚症状を訴えているが、次第に慢性症状に対する療養をしていたことが見て取れる。また、請求人は治ゆ後の療養の内容も改善傾向にあるとしているが、自覚症状に対する対症療法、理学療法が施されているにすぎず、慢性症状に対する医療効果は期待できないものと判断できることから、この点においても治ゆの判断に誤りはないと認められる。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は平成○年○月○日には治ゆしていたものと認められ、監督署長が請求人に対してした同月○日から同年○月○日までの休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。